明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○放送法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一〇一）　二
○電波法施行規則の一部を改正する省令（**同**一〇二）　八
○無線局免許手続規則の一部を改正する省令（**同**一〇三）　九
○基幹放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令（**同**一〇四）　九
○登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令（**同**一〇五）　九
○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部を改正する省令（**同**一〇六）　九
○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部を改正する省令（**同**一〇七）　九

〔告　示〕

○基幹放送普及計画の一部を変更する件（**総務**三五七）　九
○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（**同**三五八）　九
○放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する件（**同**三五九）　一〇
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（**同**三六〇）　一〇
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件（**同**三六一）　一〇
○放送法施行規則第六十四条の申請書及び同規則第六十五条第一項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を定める件の一部を改正する件（**同**三六二）　一三
○放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件の一部を改正する件（**同**三六三）　一六
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**同**三六四）　一七
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三六五）　一七
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**三六六）　一七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**三六七）　一八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三六八）　一八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**三六九）　一八

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、型式住宅部分等製造者の認証、全国市町村職員共済組合連合会、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　八九
地方公共団体
行旅死亡人関係　九二
会社その他
会社決算公告　九三　九五